

平成19年度

平成19年度第2回岐阜県森林審議会議事録

と き 平成19年12月14日（金）
と ころ 岐阜県議会棟第1会議室

岐 阜 県

午後1時30分開会

【事務局（武山林政課技術総括監）】 本日は、委員の皆様方におかれましては年末の何かとお忙しい中、岐阜県森林審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は林政課の武山と申します。本日、司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから平成19年度第2回岐阜県森林審議会を開催させていただきます。初めに渡辺林政部長よりごあいさつを申し上げます。

【渡辺林政部長】 皆様、年度末何かとお忙しいところ、きょうはどうもありがとうございます。

10月22日の前回に引き続きましての審議会でございます。きょうは木曾川地域森林計画と揖斐川町他の3計画区の変更について、ご審議をいただきたいと思います。ご存じのとおり、この森林計画は全国森林計画に即しまして、地域、市町村の森林整備計画の指針となるものでありますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

最初に、最近の林業、森林を取り巻く状況につきまして少しお話をさせていただきますと思います。昨年、全国の植樹祭で「岐阜県森林づくり基本条例」を施行させていただきました。そして、森林・林業についての五ヵ年計画である「岐阜県森林づくり基本計画」を昨年の12月に県議会で上げさせていただきました。この条例と基本計画に基づき、ぶれない林業、ぶれない森林政策を今やろうとしており、今までやってきたことの中の芽が出てきたこと、あるいはまだこれからということも含めまして少し述べさせていただきますと思います。

一つには、県産材をどうしていくか。やはり、間伐を進める一方で、その材をどうするかが課題で、県産材流通課をつくりました。その中で、今ある程度めどが出てきたこと、まだこれからのこともいっぱいございます。最初は県産材の定義という一番大きなことが議論になりました。これはいろんな議論がありましたが、現在におきましては、県の中で生産された森林をベースにしてやっていく。かつては他県で生産された、つまり国産材でよかった。ただ産直住宅については、柔軟に従来の制度も踏まえてやっております。その中で、本年の4月から、県産材の証明制度をスタートさせました。まだ現場サイドでは、いろんな問題点もありまして、改良していく点もいっぱいありますが、先日、県産材流通課長の正村が林野庁にそのことで話をしてほしいと言われました。私ども全国レベルのことはあまり存じてなかったのですが、こういった県産材証明制度というのは、地方都市とか一部の市町村単位ではやられていますが、岐阜県のように問題点はありながらも、体系的にきちっとやっている県はほとんどないということで、お褒めをいただきました。

この県産材の証明制度を活用しながら、本年の4月からは、消費者の方々に、抽せんではございますが、県産材を活用していただいた方に20万円を助成する制度を設けさせて

いただきました。また来年度に向けては新たな展開をさせていただくので、きょうご出席の県木連の高橋さんをはじめ、皆様方にいろんなご相談を申し上げます。

県産材については、まだまだ緒についたばかりでございますが、一応少し動き出したという状況でございます。

間伐につきましては、林野庁が二酸化炭素問題に端を発しまして、相当思い切った予算をとりましたが、私どもは全国で、北海道に次いで間伐の予算は獲得し、そして執行していますが、なおその5割を林野庁は配分してきました。そういう中で、私どもは林野庁といろいろ議論しました。従来、生産材として木を伐ってもだめなところ、奥地のところについて、1haあたり25万円で全額国費の制度を林野庁が導入し、それがまだ一部売れてないということを経験しました。また、この事業は全額国費なので、非常に財政的にも県にとってはメリットがあるため、現在岐阜県も9月補正予算で対応して、さらにやっております。

このように林野庁は一つずつ、従来の間伐、従来補助事業だけではうまくいかないということも少しずつ理解して制度に風穴をあけております。間伐につきましては、いろいろまだ問題点がございまして、進めてまいりたいと思っております。

境界境の問題、これも大事な問題でございます。いろいろなお金を林野庁も手当してありますが、いろいろな縛りの中でやはりお金が生きてきちっとうまく現場に境界を確定するような作業につながっていないという実態がありますので、これはまた1月に、この間も林野庁の森林整備課長さんも一緒に勉強会の開催をかねまして、また矢口委員さんにも行っていただこうと思っておりますが、そういう場で我々の地方の実情と林野庁での制度でどういうところにネックがあるとか、そういう問題を、今一つずつ詰めてまいりたい。境界境の問題は全国の問題でございます。

それから、松くい虫だけでなく、最近はクマとか、カシノナガキクイムシとか、かつてないクマが里山へおりてきて、森林をだめにしてしまうといった被害も出ております。カシナガもご存じのような被害、これにつきましても、国の方でもある程度制度は用意されておりますが、その制度の改善、それができないところは県単措置、あるいは研究ということで幅広く来年度はやってまいりたい。これもなかなか難しいところがあります。クマのようにテープを巻けばある程度効果が出るものもございまして、カシナガは、なかなかこれといった決め手が100%得られませんが、これはチャレンジではないかと思っております。

それから担い手の問題です。これが深刻な問題でございます。岐阜県でも本当に数が減ってきている。ですからことし4月から森プロを5地区でやっておりますが、ここでも中原委員のところ非常にモデル的にやっております。そういった森プロにつきましても、もう少し全県的にやれないかと考え、ただ今500ha程度となっている対象面積をもう少し下げたモデルも来年度用意できないか今検討をしております。森プロで非常に大事なことは、高性能林業機械の導入と、きめ細かい作業道の設置という問題がありま

す。これも合わせて、今県費、国費をなるべく多く確保できるよう努力をしております。

現代林業という本に岐阜県の若い女性が紹介されています。これは本当に例外的ですが、こういう若い人たちも、森林の現場に行って頑張っています。やはり担い手という問題が本当に深刻な問題でございます。今、緑の雇用対策事業で森林従事者になって2年目までは研修ということで、手当が10万円弱出ますが、3年目についての制度改革はできないかということなども国において議論をされています。担い手の問題はまだまだほとんどこれからスタートするばかりの状況です。いろいろ対策を打ってあるんですけども、なかなか効果としてあらわれていない。そういった問題を来年度ぜひやっていただきたいと思っております。

それから、里山というのが条例とか基本計画の中ではうたわれておりますけれども、少し青写真が描かれていないという問題がございます。ですから、この里山という問題は、林政部だけの所管かというところとそうばかりではございません。これはいろんな問題が絡んでおりますけれども、庁内の中でだれかが先頭になってやらなければならないということで、林政部の方で音頭取りをさせていただいて、県庁の中の例えば都市緑化ですと、都市建築部が担当しておりますが、そういった環境生活部、都市建築、全体、全県庁で市町村とも連携しながら、里山対策、これは里山というより、緑をふやすということでございますけれども、来年度から、そういったものもやってまいりたい。

それから最近、企業の社会貢献ということで企業による森づくりが、非常に積極的になっております。キンビールの本社が岐阜県への支援を決め、6月に岐阜県の可茂地区の八百津町で、荒廃していた畜産の荒地の植栽を行いました。県内に今のところ全国の大手企業4社、県内企業2社ぐらいから話がある。多分6カ所ほどになるが、1月ぐらいから順次企業との協定がまとまり次第、記者発表をしてまいりたいと思っております。里山、あるいはそういう地域の山につきましては企業による支援もお願いしながら進めてまいりたいと思っております。いずれにしても、森林・林業を取り巻く環境はいろいろ奥深いものがございますので、なかなか一挙に解決はしませんけれども、きちっとした方針のもとに青写真を持ちながら進めてまいりたいと思っております。

また皆様、委員の方々のご指導を得ながら、進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。あいさつにしましては長くなりましたが、よろしくお願い申し上げます。

【事務局（武山林政課技術総括監）】 本日でございますが、岐阜県森林審議会委員14名、お願いしておりますが、11名の方のご出席をいただき、岐阜県森林法施行細則第17条第2項に定めます会議の定足数である過半数に達してございますので、本日の審議会は有効に成立いたしましたことを最初にご報告いたします。

次に審議会の進め方でございますが、当審議会は審議内容の公平性・透明性の確保という観点から公開により行うこととしております。また審議会の概要、出席者の方々の名簿等につきましても、情報公開制度あるいは公文書自由閲覧制度により公開されますので、あらかじめ委員の皆様方のご理解、ご協力をお願いしたいと存じます。

それでは、審議に入る前に本日の会議資料について、ここで確認させていただきます。事前にお手元の方にお配りしております資料の方から確認させていただきます。

本日の審議会の次第でございます。その後資料の1-1、そして1-2、それから以下は枝番がなくって資料の2、3、4、5、6と資料の6まで番号が付してございます。それと参考資料といたしまして、岐阜県森林審議会に関する法令規則等ということで、法令等の抜粋のものをおつけしてございます。そして、もう一つ第12次木曾川森林計画書ほか、4計画区の変更の計画書の概要をまとめたものでございます。そして、本日お席の方にお配りさせていただきました資料といたしまして、出席者の名簿というところでございます。裏の方に本日の配席図という形で載せていただいております。それからあと2点ですが、議第1号の補足資料といたしまして第12次木曾川地域森林計画書の主な変更点という形で、1枚紙にまとめたものがございます。そして、もう一つ、これは変更の関係ですが、地域森林計画変更計画書（案）の訂正ということで、お配りしております資料につきまして、若干の訂正がございますので、その部分を1枚にまとめさせていただきます。

以上でございますが、漏れはございませんでしょうか。

それでは、岐阜県森林審議会運営内規第3条によりまして、会議の議長につきましては会長にお務めいただくということになってございますので、これからの会議の進行につきましては、林会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【林会長】 それでは、岐阜県森林審議会を開催させていただきます。議事に入るわけですが、まず岐阜県森林審議会運営内規第8条の規定により、本日の議事録署名者を指名させていただきます。三島委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、1番目の議事に入ります。

最初に、本日の審議事項の諮問文を事務局から朗読をお願いいたします。

【事務局（武山林政課技術総括監）】 それでは、朗読させていただきます。

林第605号

平成19年12月6日

岐阜県森林審議会会長 林進様

岐阜県知事 古田肇

平成19年度第2回岐阜県森林審議会に係る諮問について

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 森林法第5条第1項に基づく木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について
 2. 森林法第5条第4項に基づく揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区、飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について
- 以上でございます。

【林会長】 それでは、初めに議第1号 木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立につい

て並びに揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区、及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について、この議案を上程いたします。

それでは議第1号 木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について、揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（山崎林政課森林調査担当技術課長補佐）】 森林調査担当の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

最初にまず広告縦覧の結果についてでございますが、森林法第6条第1項に基づきます30日間の広告縦覧につきましては、10月16日から11月15日まで行ったところでございます。その結果につきましては、意見の申し立てはありませんでしたので、あらかじめご報告申し上げます。

それでは説明に入らせていただきますが、先ほどお配りいたしました右肩に議第1号補足資料としてあります第12次木曾川地域森林計画書の主な変更点とこの1枚ペーパーで説明をさせていただきます。

まず、最初に簡単に森林計画制度の体系についてご説明を申し上げます。

森林計画制度では森林・林業基本計画が一番上位に位置しており、これは平成15年に施行されました森林林業基本法の第11条に基づき農林水産大臣が作成するものです。これを受けまして森林法第4条に基づき、同じく農林水産大臣が定めるものが2番目にあります全国森林計画で、5年毎の15年計画となっております。それを受けて森林法の第5条に基づき知事が民有林について定めるのが地域森林計画でございます。これは全国森林計画を規範として作成するということになっております。その一方、岐阜県では昨年5月、岐阜県森林づくり基本条例を施行いたしまして、それに基づきまして県の林業に関する総合計画である岐阜県森林づくり基本計画、平成19年から23年の5ヵ年計画ですが、これとの整合性を保ちながら地域森林計画を作成するとしております。

次に今回の大きな改正点の1つ目となりますが、計画書の構成の見直しをしております。これは、地域の森林に携わる方々に手にとって活用してもらえる計画書を目指します。従前、なかなかわかりづらい、見にくい、見づらいということがございましたので、構成内容を見直したもので、これは一昨年度、平成17年度に作成しました長良川地域森林計画書から、このスタイルを踏襲しているものであります。内容としましては、第11次の構成では基準と目標数量が混在していました。あるいは数量の記載が主なもので、あまり文言はなかったということがありますので、第12次計画の構成では、先ほど申し上げました岐阜県の森林づくり基本計画、それについて述べる第1部と計画の本編という2部構成にしております。それから第2部の本編の方では森林整備等の方針、基準、個別の計画量というようなことで、それぞれ項目を通してわかりやすく整理をしております。

そのほかとしましては、具体的な技術マニュアルの位置の記載をしまして、少しでも使いやすい計画書づくりを目指しております。それから資料編については別冊化してござい

す。

続きまして、第1部の岐阜県の森林づくりの基本方針についてご説明申し上げます。ここでは先ほど申し上げました岐阜県森林づくり基本条例と基本計画の概要について述べております。中身としては、条例の基本理念である長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくりの説明、あるいは三つの方針であります健全で豊かな森林づくり、林業、木材産業の振興、人づくり・仕組みづくりを掲げています。また、条例に基づいて策定した森林づくり基本計画の概要を説明しています。その一例ですが、地域森林計画と県の森林づくり基本計画の整合性を保つように努めている説明をさせていただきましたが、森林・林業基本計画では森林を森林と人との共生林、水土保持林、資源の循環利用林と三つのゾーンに分けております。当然地域森林計画でも森林・林業基本計画に則っておりますので、この三つのゾーンニングをしております。

一方、県の基本計画では環境保全林と木材生産林の二つに大きく分けています。最重視すべき機能として、災害に強い森林づくりをキーワードにしており、この部分は森林・林業基本計画の水土保持林に当たる部分、また環境保全を重視した森林づくり、木材生産を重視した森林づくりについてはそれぞれ森林・林業基本計画の森林と人との共生林、資源の循環利用林と相対しており、決して県の計画と地域森林計画が矛盾するものではありません。

続きまして、第2部、第1章計画区の概要について説明をします。この部分といいますのは、前計画の第11次計画では、かなり簡単な記載にとどめておりました。今回は図表を多用して円グラフや棒グラフ、表等を多用しまして、わかりやすい表現に努め、大幅に充実したものとしております。

ちなみに昨年度策定した飛騨川の地域森林計画書、これと比べましても、部分的に充実を図っているところであります。まず、計画区の自然的背景です。今回策定する木曽川地域森林計画は、左の方が可児市や土岐市、右手の方が中津川市、恵那市と長野県境に接する部分で、この水色で塗ってある区域が今回の計画対象区域でございます。

この計画区の特徴といたしましては、大きな河川が三つあります。そのうち木曽川水系と矢作川水系は最上流部が県外にあることが大きな特徴です。県内は他の4計画区では源流部をそれぞれの計画区内に持っておまして、この木曽川計画区だけが唯一川が通過しています。2河川が通過している区域ということになります。気候は、相対的には太平洋側の気候に当たりますが、盆地の地形ということで、かなり内陸性の気候が強い地域です。例えば旧山岡町の寒天づくりは、日格差を利用して特産品づくりをしておりますし、ことしの8月16日には日本最高気温40.9度ということで74年ぶりに更新した、日本一暑い多治見市ということで記憶に新しいところかと存じます。

続きまして森林等の状況でございますが、この木曽川地域森林計画区の計画対象の民有林面積、これは10万2,000haでございますが、県内の計画対象民有林面積68万2,000haに対しまして約15%を占めております。

森林率は、都市部とか田畑を含めた計画区の総面積が12万4,000haでございますので、その74%を占めております。県平均が81%でございますが、これは揖斐川の72%に次いで低い、平野部が多い、あるいは都市部が多い区域ということになります。森林面積の内訳としましては、国有林が2万2,000haと18%を占め、専ら計画区の東部、長野県と接する区域に多く広がっています。

続きまして、当計画区の樹種別の森林面積です。当地域は東濃松の主産地に当たり、松が43%を占めています。県全体の27%に比べ、松の占めている割合が多いことがわかります。また、アカマツ、クロマツは県全体の9%に対して19%と約2倍の割合を占めています。このマツは、東濃丘陵地のやせた赤色系あるいは黄色系の土壌に多く、東濃丘陵地の特徴となっております。

続きまして、林道についてですが、当地域は19.6m/haということで県平均の約1.4倍の高い林道密度を有しております。目標達成率につきましても、県平均が75%に對しまして85%を達成しており、10ポイント高い、林道に大変力が入っている地域ということが言えます。

続きまして、保安林の配備状況ですが、この計画区内には民有保安林といたしましては約3万ha、率にしまして29%の保安林がございます。県平均が35%でありますので6ポイントほど下回って、保安林としては、全体としては面積が少ない地域ということがいえません。その種類は県全体では水源かん養保安林が最も多くて13万6,000haでございます。その次に土砂流出防備保安林が9万2,000haを占め、県としては上流域があるということがございますが、水源かん養保安林の大変多い県です。この地域に関しましては、水源かん養保安林が民有林では約1万ha、土砂流出防備関係の保安林は約2倍ございます。これは特にこの東濃地域が花崗岩を基岩とする、もろい地質ということで、過去にもさまざまな豪雨災害、土砂災害が発生したため、それを反映して土砂流出防備保安林の割合が高い。それが、この地域の保安林配備状況としては大きな特徴となっております。

続きまして、第2章 計画の対象とする森林の区域についてご説明を申し上げます。

これは今回の変更点の大きな二つ目ということになるわけでございますが、第11次計画の10万3,000haに對しまして、第12次計画では10万2,000haと1,500haほど、計画対象民有林の面積が減っております。率にしますと1.5%とかなり大きな減少でございます。なぜこういうことになったか、実は森林面積の管理は、森林GIS（森林地理情報システム）というシステムで現在管理していますが、そのシステムを平成18年度に更新しました。これで何が変わったかと申しますと、民有林の区域を示す森林計画図、林小班でくくっているわけですが、その図面と、空中写真オルソという地図として使える写真、写真地図ともいいますが、それを重ねて見るのが可能になりました。従来は地図と写真を左右に置きながら見比べる非常に効率の悪い煩雑な作業でありましたが、一枚に重ねることができる、簡単に申し上げれば写真を上からなぞれば区域ができるということで、確認作業や区域の転入あるいは転出作業が非常に正確にできますし、容易になったという特徴がございます。

例えば通常の県道は5.5mほどの幅がございませけれども、森林計画図の縮尺は5,000分の1なので、地図上ではわずか1ミリと非常に狭い幅です。開発許可が終了したものは図面として手元に来ますので、我々はそれに基づき転出作業を行っています。しかし、普通林で1ha以下の開発許可が要らないような、例えば宅地開発とかについてはその情報がなかなか入ってこなくて、写真だけでは今まではなかなか見づらく、過去、修正できなかった部分、前計画の第11次計画以前から転出されずに残っていた部分、そういうものを含めて今回、その作業の要因であったということで大幅に整理することができ、1,500haほど減ったわけです。

考え方としましては、森林簿の精度が向上したととらえていただければ結構かと思えます。ちなみに、その転出で最も多かったのが、道路で470haほどございませ。それから2番目に住宅で357ha、次に田畑で166haというようなことになっております。

一方、転入の方はあまり多くはありませんが、専ら官行造林地が解除されて民有林に編入され73ha増加しております。市町村別に見ますと、最も転出が多かったのは恵那市の347ha、2番目に旧多治見市の207ha、それから3番目の旧中津川市の155ha、そのような順になっております。

続きまして、第3章の森林整備及び保全方針についてご説明申し上げます。

国の森林・林業基本法では森林を水土保全林、森と人との共生林、資源の循環利用林、の三つにゾーニングしています。資料にゾーニング方法のフロー図がございませが、このような流れでまず森林簿上のデータから分類をして案を各市町村に提示し、市町村から区分の変更要望があればそれを修正し、県に報告していただいて、森林簿に反映するという作業を行っています。水土保全林が一番面積の大半を占める、8割ほどを占める水土保全林ということで7万8,000haがゾーニングされております。それぞれに望ましい姿、あるいは基本方針が書いてございませ。同じく、森林と人との共生林が1万5,000ha、率にして約15%を占めております。最後に資源の循環利用林が約5,000ha、5%を占めていませ。

続きまして、第4章の森林整備基準、それから第5章の個別計画についてご説明申し上げます。

地域森林計画では、森林施業の方法を大きく三つに分けております。一つが従来からあります育成単層林、木を伐って単純に植えるという作業でございませね。それから育成複層林といいまして、いわゆる二段林とか多段林を整備していくものでございませ。最後に天然生林と言い、自然の力を活用して成立させて維持していくという位置づけの施業方法でございませ。

続きまして、今回の計画変更の中で大きい変更点の三つ目になりますが、伐採の標準的な方法に関する指針を修正しております。これは災害に強い森林づくりを大きく掲げている県の基本計画との整合性を意識しながら、今回つけ加えた部分です。育成単層林の主伐、その部分で、従来から1カ所当たりの伐採面積等に配慮というような記述はありましたが、

今回、小面積区分皆伐といたしまして、大きな面積があればそれを幾つかの小さな固まりごとに伐って皆伐する方法の導入、あるいは保残木施業といたしまして、一定量の立木を均等に残して伐採する、裸山にしないというような、そのような施業方法を導入する記述を追加しております。それからもう一つは保護樹帯の設置です。これも以前から落石の防止とかなだれの防止の設置の記述がありましたが、今回は谷筋・人家、道路沿いの急傾斜地、あるいは道路の下方、そういうところに列状、あるいは塊状の保護樹帯を残置するというように、より具体的に言葉を書き込んでおります。

今回追加した基準につきましては、単層林整備の基準を書きましたが、実は天然生林施業につきましても、主伐については育成単層林の指針を準用するということになっておりますので、今申し上げた小面積区分皆伐、保残木施業、あるいは保護樹帯の残置というのが天然生林施業にも適用されるということになります。

続きまして、立木の標準伐期齢に関する指針ですが、市町村別に標準伐期齢を定めているもので、例えば桧であれば中津川市・恵那市で50年になっております。長伐期施業の平均的伐採林齢は、標準伐期齢の2倍から10を引いた値、先ほど申し上げました桧の50年であれば90年というような林齢になります。

続きまして、今回の大きな変更点の四つ目となりますが、伐採跡地の更新に関する指針を追加しております。これは、全国的に問題となっております造林未済地、伐採したままで木を植えずに放置している林、森林、それらへの対応として、林野庁からの指導に基づき追加するものであります。

その施業基準としましては、人工造林を伴うものは、伐採後、2年以内に更新しなさい。要は2年以内に植栽をしてくださいということです。ただし、択伐によるものは、伐採後5年以内に更新ということで、例えば樹冠、木の枝と葉っぱで囲まれた頭の部分ですが、その再開鎖、上から見たときにすき間が残っている、その再開鎖が見込めないものについては人工造林により更新する。その場合は5年以内に行ってくださいということです。

それから天然更新についても、同じく伐採を5年以内に更新状況を確認して、もし必要であれば、地表の落ち葉等を除去して種が発芽しやすい状況をつくるかき起こし作業をしたり、天然更新が期待できない森林については、植栽によって更新します。更新というのはその樹木の世代交代することですが、そうやってそれぞれの施業方法で更新する期間というのを数字として書き込んでおります。

あとは、例えば間伐の実施に関する標準的な時期とか間伐の本数、あるいは間伐率が、杉、桧に分けて例示として上げております。

次に森林の土地の保全に関する事項ですが、流木災害監視地域という岐阜県独自のゾーニングを平成12年から設定をしております。これは谷の横断形状、地質、林齢、傾斜の4項目を点数化したしまして、一定の基準で設定するものですが、もともとは平成11年9月の9・15豪雨災害によって木が長いまま下流に流れて大変被害をもたらしたということがあり、それを防ぐために設けたものであります。平成13年には恵南豪雨災害の調査結果を

反映しまして、その小班単位で設定した監視区域を含む小流域単位に大きくさらに広げまして指定をしております。面積的には、木曽川地域森林計画の区域の場合には3万7,000haほど、面積の率にしまして37%を指定しております。

続きまして、林道に関する事項でございますが、冒頭にも述べましたように、木曽川地域森林計画は大変林道網が発達したところでございますが、現在の19.6m/haに対しまして、この計画期末には1.2m増の20.8m、整備率にしまして91%になるような計画が上っております。

路線ごとの詳細につきましては資料編の方に掲げてございます。

続きまして、保安施設に関する事項ということで、ここでは治山事業、保安林について述べております。

保安林として管理すべき森林ということで、計画期末には総数で3万3,000haほどの指定を予定しており、約3,000haぐらいの増を見込んでいるということになります。

治山事業の計画につきましては、全部で総数で179ヵ所が上っております。

以上で木曽川地域森林計画の説明を終わりますが、引き続きまして揖斐川地域森林計画、宮・庄川森林計画、長良川森林計画、飛騨川森林計画の4計画の変更計画書につきましてご説明を申し上げます。

4計画とも、実は、もっとも数量はそれぞれ違うわけでございますが、変更点はすべて共通しておりますので、まとめて説明をさせていただきます。

補足資料の裏側の中ほどに線の下をごらんください。森林面積の変更ですが、大きく変わっているのは揖斐川森林計画区です。これは徳山ダムのダム用地への転出に従い950haほど面積が減っております。逆に飛騨川森林計画区では、岐阜大学が独立法人化したために国有林から民有林になった面積が545haほどございますので、そこが大きくきいて575haの増ということになっております。宮・庄川と長良川につきましては微増・微減というようなことになっております。

続きまして、二つ目の育成単層林施業に係る伐採方法の変更です。内容的には木曽川森林計画区で説明したとおりの小面積区分皆伐、保残木施業の導入とか保護樹帯の残置でございますけれども、当初は木曽川計画だけを変更する予定でございましたが、それでは片手落ちということで、木曽川と同じ内容をつけ加えさせていただいております。ただ、揖斐川、宮・庄川と長良川、飛騨川では若干書くスタイルが違っておりますので、それぞれのスタイルに合わせて書き込んでおりますが、中身としては全く同じことを言っております。

三つ目としまして、伐採跡地の更新すべき期間につきましても、先ほど木曽川で申し上げました、伐採後2年以内、あるいは5年以内と、その更新期間をつけ加えたものでございます。

4番目、5番目の治山事業、あるいは林道事業につきましては、これは例えば災害、あるいは事業の優先度によって計画を見直しており、それぞれ該当箇所を上げております。

それから6番目の特定保安林につきましては、宮・庄川を除き、他の3計画については特定保安林の新規指定に伴い要整備森林を計上したために変更となっております。

説明につきましては以上でございます。

【林会長】 それでは、木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について、それから揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更についてご質疑、ご意見等自由にご発言いただければと思います。少し専門的な用語の説明も附属資料でつけられています。そういったことに対する質問等も含んで結構です。どうぞ自由にお願いたします。

【伊藤委員】 先ほどの木曾川水系で、針葉樹、あるいはまた広葉樹等の面積割合が出ていたわけですが、可児市郡を含めた東濃地域は竹林が相当あります。恐らく森林簿では、針葉樹の桧や杉を植えたというところがあるんですが、未整備森林の桧、杉の中に竹が相当はび込んでいっている。そういう、竹林というものは今、面積の中でどういう割合になっているのか、それともそれは全く除外されておるものかどうかということをお聞きしたいと思います。

【山崎林政課森林調査担当技術課長補佐】 資料編の48ページの1枚裏をごらんください。2として森林の現況とありますが、その表の一番下ですね。竹林と書いてございますが、410ha、面積的にはこれだけあることになっております。

【林会長】 今、質問されましたように、農林地の中に竹が侵入して行って半分竹林になっているような、そんなものは統計上は実態として押さえられないんですかね。

【山崎林政課森林調査担当技術課長補佐】 森林簿の場合、その小班全体が竹ということであれば竹林という評価をしますが、主林木として杉や桧があれば、そちらを主として考えておりますので、竹の部分というのは出てこないということです。

【伊藤委員】 それで、今後そういう竹林というものはどんな整備を考えていらっしゃるのか。要するに、今の状態で済ませるのか、もっと竹林を整備して少なくするのかということをお聞きしたい。

【小椋林政課長】 竹林の面積がこの計画区全体に占める割合が非常に小さいわけです。この地域森林計画の目的自体が、区域の森林全体の管理をどうするかという話でございますので、そういった形でこの計画書づくりをしているということでございます。ただ、竹林の整備という話、特用林産物という側面もあります。それから里山という一つの要素でもあるわけです。それにつきましては、個々具体的に整備の対象ということで、地域の人たち、あるいはNPOの方々が特に整備したいというようなご希望があれば、今、再生基金の事業などありますので、そちらの方で一応考えを進めているというご理解をいただきたいと思っております。

【伊藤委員】 ありがとうございます。

【林会長】 現実に里山林の中の竹林は、森林計画の対象区域に入っていない部分もありますね。そういう実態もあるということをご了承いただければ。ほかにご意見。

【服部森林整備課長】 今、竹林が話題になりましたので、最近、私どもで取り上げました事業を少しだけご説明したいと思います。

ふるさと岐阜再生資金でご提案があった中で、荒廃した竹林を整備しようというアイデアをいただきました。従来の林政部であるならば地目山林などに限っていますが、竹は地目を選んで生えるわけではないので、それが森林管理、環境にも入るかと思いますが、不法投棄の場になったりとか、いろいろお困りということもある。こういった事業の目的も踏まえまして幅広くやろうということで、先般、要綱に基づきまして応募したところでございます。いろいろなご意見をいただきましたし、幾つかの団体のご提案がございました。結果からいたしますと、今、きちんと上がってきたのは3団体、予定していた1haぐらいの事業量が出てきました。しかしながら、地目に限って言うならば宅地や河川敷などで、私たちが従来扱っていたところではございませんでした。いずれも山の近くでない河川敷などでしたので、伊藤委員がおっしゃるような扱いとは別ですけれども、現状的にはそういう事業に対して支援いたしたところでございます。小椋課長が申しあげましたように、これは森林の取り扱いに対する基本計画という場でございますので、ちょっと話題提供までにさせていただきますが、そういう現状でございます。

【林会長】 ほか、ご意見はいかがですか。

【安江委員】 木曾川地域森林計画書（概要版）の(4)林道、森林技術者、木材産業の項目の森林技術者、木曾川計画179名、これの年齢構成はわかりませんか。例えば森林組合であれば116名のうち60歳以上が何人ぐらいいるとか、会社雇用についても。ここでわからなかったらまた後から教えていただければありがたい。

【森林政部次長】 県全体ではつかんでいますが、現在、この計画区ではちょっと分析しないとわかりませんので、後ほどご説明したいと思います。よろしくお願いします。

【林会長】 林業労働力確保支援センターではつかんでいると思います。大きくは高齢化しているようです。それでは、そのような資料をまた追加して提示いただければと思います。

その他、いかがでしょうか。

加納委員、いかがですか。

【加納委員】 結構、県内の山の中に間伐材が放置してあると思うんです。それを搬出するためには新しい高性能の林業機械を使うことが必要です。そうすると、やっぱり林道というのは広くなると思うんですけど、木材を山から持ち出して、活用できるようにするためにはきちんとした林道が必要だと思います。私たちがやっているような里山整備にしても、本当に林道とか里山道とか、そういう道をつくるということは大切なことじゃないかなと思うんで、少しぐらい広くなっても仕方がないかなと思います。あまり広くなくてきちんとした道ができるのが一番理想と思いますが、大きな機械が入るとなるとやっぱり広い林道をつくらないといけないと思います。

【林会長】 その点、いかがですか。

【森林政部次長】 山の中の道というのはいろいろございまして、市町村道もあります、県道もあります。ここで言っています林道は3 mとか5 mとかあります。そのほかに作業道という概念がございまして、2.5 mとか3 m。主に林業機械が作業できる道ということで、3 m前後の道を今どんどん入れていただいています。これは林道に比べれば構造物、いわゆるブロック積みとかをできるだけなくして、安く、なおかつ山が崩れないようにという配慮をしながら、いろいろ技術開発をしていただいているところです。ですから林道そのものも伸ばすことも必要ですけれども、林道から先のこういった作業道をどんどん伸ばしていきたいと考えております。

【加納委員】 崩れないようにきちんとつくるんですか。

【森林政部次長】 崩れないというのがやはりこれから山づくりに対して一番大事な点です。そのあたり、技術的にいろいろ現在試行錯誤で進めているというところです。特にこの中で中原さんが崩れにくい作業道づくりの県内の第一人者として頑張ってみえます。

【中原委員】 作業道と林道の区別がちょっとわからないんじゃないかな。行政的じゃないですか。ガードレールがあるとかないとか、舗装がされているとかないとかの方が。

【服部森林整備課長】 山の中にある道というのは、一般の人にはみんな林道なんですね。よく新聞に出ます、林道で何かあったとか。でも、私どもは、ちょっと使い分けをいたしております。林道と行政が言うような場合は、永久的な施設、このようにとらえております。じゃあ何が通るのといったら、林業用の大型トラックが通ったり、普通の車が通ったりとか、そういったものでございまして、管理者も市町村道と同じように、市町村が管理している、そういった道が林道でございまして。だから、災害になればまた手当てをしていく性格でございまして。人間の血液でいいますと大動脈みたところが林道でございまして。その林道にも大きいもの、狭いもの、いろいろございまして、市町村が管理する公道的なものが林道。そこから山に入っていく部分からは作業道、作業路という、林業専門、仕事に使うことを主にした道でございまして。その道も、林道に負けないぐらいの4 m近いものもあれば、2 mそこそこの道までもいろいろ目的に応じてございまして。また、登っていく勾配ですね。これも急なものもあれば緩いものもございまして。

そこで、一番最初に戻りますが、伐り捨てはもったいない、高性能林業機械を入れられれば持ち出せる。そういった機械が入る道はどれぐらいの幅が要るかということ、大体2.5から3 mが最低です。ところが、じゃあ機械は入るんだけど効率よく持っていくかどうか、このところはいろいろな考え方です。例えば持ち出すのにどこからキャタピラーのついた機械であると効率が落ちるから、持ち出すことはできるけどコストがかかるよ、それをやるぐらいだったら四つ輪の方がやっぱり速いぞ、こういったことをいろいろ考えながら、いろんなシステムを組み合わせながらの道づくり、森プロに取り組んでいるところでございます。

また、一番肝心なところは、壊れない道。それはどうしていくかというあたりも、他県の事例等も見ながら、どんどんどんどんレベルアップしております。委員の中原さんは研

究に研究を重ねられています。私も先般見せていただきましたが、基本的には水の流れによって道は壊される。ではどうしたら壊されないか、水が流れたときにどこに流れるか、それをよく見きわめながら、水の処理をすること。何よりも壊れづらいということは、かたい路盤であると。ここら辺に至っておるところでございますが、まだまだ改善の余地があると伺っております。また詳しいことがありましたら、前置きが長くなりましたが、もう少し中原委員から現場でのお話をさせていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

【中原委員】 今の作業道とはというお話を服部課長がお話しになりましたけれども、ちなみに作業道をつくったり、それを利用してなりわいとしている私たちがどういうすみ分けをしているかということ、林道とは市町村が管理する道と判断します。ですから、道が崩落したとか幅員を広めたいというときには公的資金によって修繕されると。作業道の場合は、それを管理している者がみずからの力をもって管理していくということなので、そういった予算の中に組み入れられたものによって管理はされないということになります。

今、岐阜県の標準的な3m、2級作業路というものが1m当たりの開設費が大体5,500～5,600円になっているかと思ひます。

林道という規格になると、いろんな諸経費とか架設費とかついてくる。土建屋は、林業家と違い生き残る手法をとっていますので、代替林道になると規格もたくさんになって、ガードレールとか一雨で埋まってしまう側溝とか意味もない構築物をつくるというのが林道。だから緑資源機構が、松岡さんがお亡くなりになりましたが、そういう高規格林道でメーターが3万円とか5万円とかという林道を整備するというので彼らは食った議員がいたということで、幾ばくもなくお亡くなりになったということです。

作業道は、林業を確実に形にするため、それに携わる人間が収益を得て、健全な山づくりをするために最低コストをかけてやる。ただし、その中であって、山を壊す、要するに2次災害を起こさないような山の土壌、その辺の水量等を計算してやるということが最も基本になっています。ですから、私たちに言わせると、大体メーターあたり5,000円から6,000円をつくることを原則にしていると、通常、県の職員の方でも林業土木上がりで作業道担当すると、そんな安い値段で道がつくれるのかと言う方がいるかと思ひます。それぐらい、実際、費用対効果とか、山を壊すか壊さないかといった点を考えた点では、つくる人の志がしっかりしていれば、環境にも優しいし、林業という意味での業種もそれによって健全化されるというようなことが作業道の位置づけだと考えております。

【林会長】 厳密には運材用に使われる到達林道というのと林内作業車が入り込む施業林道と、実は二つに分けて考えていますが、もう一つの施業林道の方で、それがいわゆる林道規格に合うもの、そうではなく、簡易的にある施業期間だけ活用できればよく、あとは山に戻してもいいという道も含まれてくるとかなり幅があるということになりますね。ですから、一般車両が通行できなくても林内作業車が通ればいいということであれば、ha当たりの林道密度が40mとか、そのぐらいまで入り込めることができます。国有林だとキ

ヤタトラが通れるような作業路を縦横につけていますので、これは林道に入らないんですね。作業路に分類されるんでしょうけど、統計上は出てこない。施業台帳には書き込まれていますけど。それが、放置しておいたら将来は、必要でなくなれば山に戻っていくという、そういう発想ですね。ただ、岐阜県の場合、かなり急峻な地形の森林が多いので、特に国有林の北海道とか青森とかなだらかな森林地帯につけられているような道はできないかなとは思っています。実際にこの間も見に行かれた、ああいうところも、やっぱりちゃんとした道路、路盤を固めないと山が崩れていきますので、あれが北海道あたりの国有林だと、あの様にしっかりした路面構造をつけなくて、自由自在に入り込んでいって、必要な部分の立木を伐って持ち出して、それで道ができてしまうという、そういうケースもありますので、場所ごとにきちんと、運材用に使うのか、あるいは施業用に限定しているのかというのは何とも言えない部分もありますね。中原委員がおっしゃったのは、そういうふうに、施業林道の中には、基本は崩れないということになるでしょうけれども、その作業の量とか、恒久的に使うのか、あるいは何回か間伐をやる、その間使うのか、それによって規格も変わってくるというように理解いただければいいかと思えます。

【矢口委員】 私はこの計画書については、全く異議もございませんし、本当にうまくできていると思えます。冒頭に渡辺林政部長さんからも話がありましたように、私はやはり山全体の境界を早く調査してできるような方法にこれからも努力してほしいと思えます。

もう1点は、奥地で全額国費でha当たり25万円助成という事業があるということですね。今、クマ被害とかシカ被害とかで非常に地主さんが苦しんでいる。これを少しでも軽減するために、このような事業を活用できないか。今の自然林を保護する地域とか、木材生産用、あるいは環境保全林とか、動物と共生できるような地域、そういう山の区別を早くして、このような事業があるうちに少しでも、特に被害の多いところから、対応ができれば結構この費用が有効に使えるのではないかと、こんなふうに思いました。一度検討してもらいたいと思えます。以上です。

【林会長】 松くい虫の時代はずうっと長いのですが、カシノナガキクイムシに対する対応、コナラ、特に林業用ではミズナラが重要だと思えますけど、クマはぎについては杉・桧植林ということで、こういうものに対する対策事業がもしありましたら。

【渡辺林政部長】 クマにつきましては、今、テープ巻きという間伐を実施する場合の補助金制度がございます。この間も農林委員会で、早川委員長ともども、根尾村の山を見させていただきましたが、確かにテープ巻きしているものについては被害がほとんどありません。やっぱりテープを巻いていないものがやられています。そういう実態もございました。

今、国の制度においては間伐とあわせて実施するとテープ巻きの助成制度もあります。今、そういう制度の欠落という問題がありますので、国に対して制度改善を要望する一方、制度改善がなされるまでは県独自の制度を考えられないか検討しています。やはりそのような被害にきちっとこたえていきたいと思っています。

最初に言いましたカシノナガキクイムシ被害につきましては、すべての木に一本一本全部樹幹注入すればいいのですが、費用とコストなどなかなか大変です。全国での実証実験が来年予定されています。まだ正式発表はされていませんが、今のところ世界文化遺産がある白川村ですね。あそこのエリアと関西のもう1ヵ所で、従来やっている方法と新しい方法を組み合わせてどのような効果があるか、岐阜県の森林研究所も協力しながら、実際の対策と研究と両面作戦でやっていきたいと思っております。ただ、これは、先ほど申しましたように、ぱっと解決ができるというめどは立っておりません。やはり最終的には、矢口委員が言われたように、経済林と環境林をきちっと区分していくとか、一つ一つ全体の山の政策ともリンクするところがありまして、これは少し息の長い仕事になるのかわかりませんが、一步でも二歩でも進めてまいりたい。

【矢口委員】 実は、昨年から雪があまりなかったために山にいろんな実とかドングリなどの餌が非常に多いみたいですね。だから農作物の被害も、そして木の被害も少ないんですね。だから、時間がかかるのであれば、どこをやったらいいか早く区分して、自然の動物が生きてくれるようなことに少しでも早くから手を打っていったらいい。できればそんなお願いをしたい。

【林会長】 野生獣害ですので獣害対策、カモシカ、シカはちょっと手に負えないぐらい数が多いのですが、クマはぎがどこで起こるかという研究を重ねて、特にクマの場合は前年の秋から冬にかけての栄養分の蓄積量が豊富であれば春先、クマはぎをやらない。やってもごくわずかだということがわかってきています。今年はブナは不作ですけれども、ドングリが豊作ですよ。だから栄養分を蓄えるんで、来年の春先の冬眠から覚めた後のクマはぎというのは、そんなにはないと思います。サルに関しても、今年は山で過ごしているケースが多いですね。里にあんまりおりてこないですね。やっぱりえさの量だと思います。

自然との共生、特に野生鳥獣類との共生ということであれば、今度、小面積区画皆伐をやると、あと植林するところがカモシカとかシカの害を受けやすくなると思いますが、逆にイチゴ類とかいろいろ実のなる木も入ってきます。そうすると、野生鳥獣の格好のえさ場を提供します。かつては新植地がいっぱいあったので分散していったんですけど、最近、新植地が減ってきていますので、どうしても被害が集中してくるということがあるかと思っています。今後とも、個別の森林をどうするかということも大事ですけど、全体でどのような森林を配置していくかということも重要かと思っています。

【中原委員】 今お話の出たクマの被害について、実際の話をお願いします。

私が所有するのは、旧美山町のほかに、根尾村に、全体で120haあります。そのうちの80haが人工林です。杉、桧を植えてあります。平成6年にクマの被害が出始めました。確かに奥美濃の中部電力のダム開発が大須というところで行われてきたことによって、クマの移動エリアが変わったように思うが、僕は調査・研究をしていないのでわからない。ちょうどそれに相まって動き始めて、下流に下ってきたということは事実であります。それで、私は、その平成5年に全体のうちの5ha、クマの被害に遭いました。私は補助金がなかつ

た時代でしたが、すぐさま、テープ巻きをやりました。それで120haのうち80ha全部、5年間かけて網羅して、被害はありません。その稜線を挟んだひっくり返しが、今問題になっている地域です。所有者の方にテープ巻きを進めたが、やらなかった。やらないことでクマむきになってしまった。壊滅的な打撃になっていると思います。それで補助金をくれという。クマがむいてしまった後、テープを巻いても傷は戻らないのに、どうするのかということを僕は同じ林業経営者として疑問を持ちます。全域ではないにしても、補助金があったらテープは巻くけれども、補助金がもらえないのならやらないという発想、そういう愚の骨頂の林業関係者がいる限り、補助金は幾らあっても足りない。その辺から襟を正さないといけない。林業従事者がよかれと思うことも、今日本の国を支えている納税者のほとんどの人が林業に関係ない人であり、その人たちが、是か非かといって、非と言ったら補助金はなくなる、いかがなものか。僕らは自分たちで首を締めていることを知るべきじゃないかと思って、私はこの審議会に来させてもらっています。

ですから、行政の指導が悪いとかどうこうというよりも、やはりこの長きにわたる戦後からの補助金のばらまき、霞が関から降ってくるものを県が受けて、市町村が受けて、それがあから仕事をしろと言われて、江戸時代からのお上に従う日本の風土がそのようになったかもしれない。けれども、今はもう時代が変わっているのに、そういう時代錯誤も甚だしいことをやっている、今度は一般国民を敵に回すということ。それで、あげくの果てに環境税とか、水源税とか入れたときには、私の考えですよ、目的税なんて明確に何に使ったか、とやられた日には、やっぱりルーズな遊びがある部分というか、四隅をはかったようになかなかいかなない部分があるので、僕は今のやり方は、都合がいい発言だけれども、非常に有効に使いやすいと思う。

しかし、そのような目的税をもってやったら身動きとれない状況になるということは、もう明々白々だと思います。だから、それもなるかならないかというのは、私ども関係している者のモラルの問題で、吉と出るか凶と出るかというのはわかっているんだけど、なかなかそれをわかしてもらえない。私は変わり者と言われてますから。そんなことをひとつご説明しておきます。

【林会長】 ほか、ご意見。

【高田委員】 私も全く中原委員の意見と同じです。私たちのじいちゃんやばあちゃんの時代は、損得でなしに、先祖の後々のために額に汗して、自分たちは一銭にならなくても毎日山へ行って、つるを切ったり手入れして、そして今立派な木が各家庭にある。それがもうあって当たり前みたいになって、ありがたいとも思わずにしている。補助金があれば山へ行くけど、補助金が出ないことはやらん。勤めに行った方がいいと。補助金だけが目当てで、何か情けないというか、じいちゃんが生きていれば嘆き悲しむだろうと思うような現状に目を覚ましたいなと思っております。

【矢口委員】 今、林業だけで、山を持っているだけでその家が成り立っていく林業家はほんの一握りの人たちですよ。だからこうした制度のあるうちに、いかに多くの山を整備

させてもらうのか。間接的でみんなになかなかわからないけれども、その恩恵は必ずみんな受けているわけですね。山のよさということ、環境についても。第一に水害とかは火を見るより明らか、きちっとした山はほとんど災害がありません。しかし、放置してあるところは山がどんどん抜けて、その災害の結果は今、川の河床がどんどん高くなっている。そして表流水は減っている。その分地下を流れている。だから、普通の少ないというより余分に少なく見えます。そういうことで、これはやはり守れるときにみんなで守る。1町歩しかない、3反しかない、そんな山でもそういう制度のあるうちに、みんなできれいに守る。これは普通の我々の所得税と一緒になんです。多く所得する人は多く税金を払う。少ない人は少なくて済んでいる。そうやって支えていく一つの林業ですし、そして農も水産業もそうです。すべて、農林水産、みんなそうですから、だから見直す時点までには、ある程度、難しいところはやはりみんなでいろんな英知を使って、そして整備していく必要は、これは不可欠である。このように思うので、我々はありがたく今の制度を精いっぱい利用させてもらっている。悪いことをして取るわけじゃありませんから。そしてやはり岐阜県は中心地から全国に発信できるような、いい山づくりを一日も早く完成していく、こういうことが大事であるということです。ぜひともみんなの英知を結集して、このようないい計画をつくっていただいて、この計画書に沿って、これからの整備は進めていかないといけないと思います。

【林会長】 最初にご説明ありましたように、県産材認証ということがありますので、これは翻って、森林認証制度と一緒にどのように管理された山から森から森林からその材が出てきたかということで、広い意味での市場での差別化というものを図っていければ、岐阜県林業の生きる道というものもまた見えてこようかと思えます。そういう意味での、単に間伐の補助金とかいう意味だけでなく、岐阜県の森林・林業基本計画とか、いろんな政策の方向とかを見定めて消費者側に対応をすることが重要かというご意見だと思います。

【三島委員】 きょうは説明がありませんでしたが、カラーの木曾川地域森林計画書の概要資料の最後に森林施業の合理化に関する事項があり、森林管理システムの構築の中で、この地域森林計画では計画されていない事項が、市町村が計画するようになっております。

従来から市町村の森林に関する考え方が、なかなか十分でないとと言われておりますので、そういったものを進めるために市町村森林管理委員会の設置に取り組み、それなりの進み方はしているんでしょうけれども、やっぱりこれはそんなに時間を置いて物事をやっていくような話ではないと感じております。やはりできるだけ早く立ち上げをしながら、なおかつ市町村がやるべき仕事の部分の中できちっとやっていかないと、管理というのは、手をつけてやる場所だけが管理じゃないと思うんですね。全体的な森林、岐阜県の森林、その86万haと言われる森林が全体的に管理されてこそ、やっとな森林の持っている機能が十分に発揮されるという考え方をしていかないとだめ。間伐した部分があればそれで十分だという話ではなく、さっきの野生鳥獣の話なんかもそこから出てくると思います。

そういう意味では、もう少し、県の部分だけじゃなくて、県から下へおりていった部分の中できちっと森林管理を全体でみんなで頑張っけてしていくという体制づくりの一つにその市町村森林管理委員会があるのではないかと思いますので、その充実をできるだけ早めてやっていただく、そういったことが大事ではないかと思います。

【林会長】 市町村森林管理委員会の現在の進行状況について、もしおわかりでしたらご紹介いただければと思います。

【小椋林政課長】 市町村森林管理委員会、道の促進ということで森林づくりの基本計画の中の一つのプロジェクトの要因であり要素という感じです。12月現在で11市町村、県下で立ち上がってございまして、面積からいきますと80%を超えたところでカバーしています。ただ、目標といたしましては34市町村ですので、若干市町村数としては、もう少しおっしゃるような充実を図っていかないかと思っております。よろしくお願ひします。

【林会長】 どの計画区が一番進行しているということは。

【小椋林政課長】 一番最初は、山県市で、これが18年の1月でございまして。その次に中津川、本巢、飛騨、下呂、郡上、恵那、白川村、高山市、揖斐川町、関ヶ原町と、それだけでございまして。

飛騨は一応終わっておるようですね。一応、宮・庄川流域は終わっているようですね。

【林会長】 今、飛騨市と高山市と白川村。そういう状況のようですね。

【中原委員】 今、三島さんから意見のあった森林管理委員会ということですね。独立して、30ha以上の所有面積という林野庁のルールがある以上、それ以下の人は自分独自で計画を立てられません。逆に、うちは特殊な専門林家でございまして、自分で立てている。その決裁権が以前は、平成14年に改定される前までは県知事決裁で、岐阜県の出先機関に見てもらって、その森林施業計画が適正なのかどうかという審査を受けて決裁をもらったが、制度が変わって平成14年以降は各市町村にその権限が移管されたという経緯があります。残念なことに、各市町村の施業計画は、県の専門職採用の方でもやったことのない人はなかなかこれはこうだとアドバイスできないぐらい複雑で奥が深い。それを市町村のこの間まで税務課にいた人がいきなりやれといたってわけがわからない。だから、施業計画が本来の果たさなければいけない役割を持って、それに有効な内容のものになるかといったら、僕はほとんどならないと思います。有名無実なものになって、施業計画なるものは財政当局から、こんな特例措置はそのためにあるんだから廃止しろという動きさえ今林野庁では動きが出ていますね、国税の方から。それは、ただし林野庁も私たちもそうなんですけれども、いや、これは森を超長期にわたって管理するデータベースとして使うんだからということで防戦一方だけでも、ではその施業計画を使ってちゃんとやっているかといったら、判断して、審査して決裁をおろしている市町村の窓口が何も知らないで、めくら判を押しているというのが実態ですよ。だから、僕は岐阜県ならばそういったものが、これだけの計画、僕はきょうのお話を聞いて計画がすばらしいと思う。けれども、それについては個々の民有林が圧倒的に多い岐阜県、ましてや5ha以下の小規模所有者が85%を占

めるそういった中になると、各地域の森林組合がつくるわけです。森林組合がつくって市役所へ持っていくと、何とか市長印が押されて施業計画オーケーとなっている。ということは、逆に言うと森林組合も仕事が増えて、増えて。というのは、施業計画を立てていないと、今の補助金なるものも受けられないのが今原理原則なんです。そうすると森林組合はそういった時代の流れの中で、今仕事がどんどん増えて、なおかつ市役所がやることを自分たちがやってつくった。そうすると、今度、施業計画を見て県の方から問い合わせがあると、市役所から説明してくれと、また森林組合の仕事が増えるというおもしろい現実がある。

施業計画をちゃんとくみ上げていかないと、日本の林業構造社会の中で進まない状況が今ある以上、県も大変だと思うんですけども、その辺をもうちょっと、施業計画なるものをどういう形で、実のある計画にするか、要するにコンピューターのソフトじゃないけれども、フィールドで走り出せることをやっていただきたいということが一つ。

それと、所有界の問題ですが、これははっきり申しますと、30年前に所有界は完了しておけばよかったんです。というのはどういうことかということ、1万ha造林をやったところに、額に汗した、ばりばり地域のリーダーとしてやった50歳の人が、今、それから30年たって80歳で、申しわけないんだけども天寿を全うした方がほとんどなんです。その方たちは10年前でいえば70歳でまだご健在の方がほとんどいたんです。ということは、この施業図だとか字絵図なしに、境がわかっていたんだけども、その生き証人がいなくなった今、さあどうするかということなんです。このすばらしい、県下全域、きょうはたまたま木曽流域だけでも、前は長良川流域もあったんだけども、いざ森プロをやろうと思ったとき、整備をやろうと思ったとき、公的資金が100%ついて保安林整備をやろうと思ったときに、境界がわからないために着手できないということが現実あるわけですね。とすると、僕は当面、やはりこれから先ずうっと継続して山の木というものが循環していく以上、できますれば一番投入すべきは人と時間、金は大したことはありません。人と時間というものの総力を挙げて、その境界の明確化に使うことが、いろんないいシステム、いろんないい制度、いろんないいアイデアというものが本当に具現化するんじゃないかと思うんです。それをつくづく思ったのは、先ほど言いましたように健全な森プロというので、岐阜中央森林組合と民間とJVでやらせてもらっていますが、一番心配だったのが小規模所有者の山の境界が確定できるかどうかだったんです。68歳の山で今地元にいる方を頼りに境界を明確にすることによって計画がどんどん進んでいくという実態を思うと、やっぱり地元の高齢者の方で以前山をやっていた人という形をするに、それをもう一つのツールとしてやって、境界を明確に早くすることが岐阜県の森林の再生の道であり、人もお金も時間も注入したら、それだけのリターンが僕はあるように思います。ですから施業計画、それと現場の方は境界の立ち会いの方にそういった何か一工夫というか、それに鋭意努力することが、この86万haが負の財産になるのか大きな財産になるのかの境目だと思います。

【渡辺林政部長】 皆さん言っておられることは、視点がちょっと違うけど同じことだと

思います。矢口委員も、中原委員も。やっぱり今ご指摘のことは全く事実でございまして、これ、林業、皆様もご存じのように、戦後はやはり木材をどんどん使って、炭でも使っていたという時代があった中で、そこでどんどん木を伐った。人工植林をした。再造林、拡大造林、どんどんやった。そういう中で、やはり日本が、WTOで世界の貿易をしていくのに、そういうものについて関税を取っ払って外材をどんどん入れてしまった。そこでセーフティーネットがとられずに、起きたことは、やっぱり木材の下落ですね。合板もみんなそうですが、ほとんど外材、ロシアとか、あるいはインドネシアとかマレーシアとか、そういう材でつくってしまう。

今また国産材回復運動がありまして、ロシア等は関税をかけてなかなか材を出さないとか、あるいは違法伐採は世界的に認めないとかということで、今少し国産材に向けています。そういう中で林業が今、代々、間伐やるにしろ、材を出すにしろ、お金を払ったり、そこからお金をもらえらるという関係がなくなってしまった。そのような中に起きている現象なんです。そこで何かやる時にお金を払うという義務があったり、植林、間伐、あるいはそこから材が出てもうかるのであるならば、境界がはっきりしないと、これは一体どれの金なんだということになる。

今、中原委員の森プロでは、やはりそこで材が出て、一円でも少し林業家に還元したいと、そういう思いで補助金を有効的に、経営型で、上からの押しつけじゃなく活用している。そうすると、やっとお金が入るわけですから、境界をはっきりさせようじゃないかという議論になるわけです。だから、間伐の補助金をいっぱい林野庁が取っても、その間伐の補助金の体系を従来のままやっていたら、境界が確定されないままになってしまうという問題が起きています。これを林野庁の林政部長さんにも話したら、「そういうのがあるんですかね、研究会をやりますから参加しませんか」という話になった。今度矢口委員さんたちも一緒に来ていただこうと私は思っています。現場の人たちの意見をですね。やはり境界の問題もそうです。それがみんな絡んでいるんですね。やはり補助金が別段悪いわけはありませんが、補助金によってそういう制度がたまってしまいうるか、境界が見えなくなってしまうとか、そこはやっぱり、補助金があることによってマイナス面が出ておる部分も実際問題ありますので、きちっと改善していくと。やはりそれは、地方が国にやっぱり言わないとだめですね。

それからもう一つ、市町村管理委員会とか市町村の施業の話もおっしゃるとおりなんです、現実に。いつも県庁の中で言っておる議論の中で、地方分権は国から県、県から市町村、これはいいんです、この流れは。基本的にこうすべきなんですけれども、ところが市町村で森林科学、こういう林業を専門にした人はどこの市町村にも一人もいないんですよ。そういう中で安易に、これもセーフティーネットと一緒になんですよ。単純に地方分権だから市町村へおろせばいいではだめなんです。私ども、今、市町村にいつもお話で首長さんにも言っていますけれども、ぜひ林政部の方で技術吏員とバーターで、職員を出しますから、ぜひ市町村から1人こっちへ来てくださいと。勉強したかったら林政に。県も中堅を

出しますと。今、郡上市で2代目、2年ずつで交代しますから、郡上で2代目、高山市が1代目、来年、某市でそういう話をしたら理解してくれた市があります。本当は全市町村から、町村はともかくとして、全市から来てもいいんですけども、なかなかこういう声が来ないんです。皆さんの地域で、やっぱりそういう森林科学の専門家もいなければ、さきほど中原さんのおっしゃったようなことが現実起きてしまうんです。だから私のところは、やっぱり現実を見据えて地方分権をきちっとしていく。何でもかんでも制度設計しないでやると、本当にかえって改悪になってしまう。悪化してしまうことになりますから。だから市町村にも、管理委員会とかそういう問題は全部絡んでいるんです。ですから、専門家を養成してほしいという要望があり、結局、市には都市計画とか土木は専門家がいるんです。森林科学はゼロですから。仕方がないですね、今まではそういうプロフェッショナルがいなかったんですね。だから森林組合にも、全体を見渡しながら、しかもこの山をどう手入れしていく、どう総合管理していくか、長期的にプランを立てる施業プランナーがいるんです。そしてきちっと順番にやっていくんですね。それを補助金消化のためにやっちゃってはよくない。行政もそういうことを十分反省しております。ただ、やっていることがすべて悪ではなく、矢口先生がおっしゃるように、前進させようとはしていますが、やっぱりそういう制度的な問題点も抱えていますので、ここは一つずつ直しながらやっていきたいと思っております。

【林会長】 市町村管理委員会に対する指導というのは、別途、普及活動の外部評価委員会というのがあります。私も委員をやっており、ここに委員をやっている方が他にもおられますけど、そこでの課題になっています。やはり県の指導性というのは、いつまでやっても続くと思いますので、ひとつ計画量の達成のプロセスをまた議論する機会があれば、そういう実態も含めて議論できればと思います。

よろしいでしょうか。

【河内委員】 初歩的な質問しますが、5ha未満のところは森林組合が管理しているのですか？非常に小さい民有林の方々の中には管理していない人もいますよね。そしてそこに住んでいない人もいますよね。この前もその話が出ましたね。しっかり中原さんのように管理していっていいと思うのですが、そうじゃないところは、境界がはっきりしなくてはいけないということにどれほどの価値があるのかなと思います。保安林とか税金を払っていない土地もありますが、自分がどれだけ持っているのかもわからない場合もあるのでしょうか。そういうところがあるとちょっとまた問題なのですが、課税台帳などでどれだけあるかある程度わかっているならば、どこが境というよりも、その山全体として計画を立てていかないと、先ほど里山の青写真がないとおっしゃれましたが、里山だけじゃなくて、動物と共生していく山も、実際使っていく山も、何も描けないのではないのでしょうか。境界にこだわる必要がどうしてあるのかと思ってしまう。

【渡辺林政部長】 つまりこういうことですよ。境界が確定しないと、間伐一つやるにしても、木を伐ったら財産権の侵害になってしまって、了解が要るわけですよ。

【河内委員】 そのとおりです。実際しっかり管理していらっしゃる方々は当然いいわけです。管理もしていなくて、どうしてそういう権利の主張が出てくるのか、やはりそこは法律で変えることができるんじゃないかと思ってしまいます。平野部で住宅が建っている土地の境界がどうかという話はまだわかります。山の中でこの木が1本100万円の価値が出てきたとした場合、Aさんの所有なのかBさんの所有なのか、確かに問題ですが、全然管理もしていなければ自然の恵みであり誰の所有だからということではないです。持ち分だけ明確であればよいのではないかと、本当に非常に素朴に疑問に思います。

【中原委員】 今は、要するにお金にならないから。おじいさんが確かに残しておいてくれたらしい山でも、山で車をおりて1時間、右も左も南も北もわからんところへ行って、自分の財産かどうかを確かめる価値がないからだれも行かないんですよ。

ところが、これだけ保安林整備や森林整備をして健全な形になってきて、森に対する位置づけが変わってきて、その木が、安いといっても1本手取り1万円になった日には、10本あったら10万円ですよ。そうすると、ここから先、実は昭和30年代というのは、山というのは林業行政よろしく、やっぱり基幹産業として夢を持って植えたんですよ。ところがそのときは山の境界を競って競ってというか、争いごとが絶えなかったんです。やはりが材木の価格が落ちて、基幹産業からドロップアウトした瞬間に、みんなその境界のもめるところが今極めて少ないんですよ。お金にならないから。

けれども、いざ行政なりが間伐するからと勝手に自分のところを伐ったとやってやる変な民主主義が今日本に存在していることは、これは事実です。そこで、美濃加茂の方で二、三年前にそれを訴えられて、県が縮み上がったという話ですよ。そういうことが実際あって、またそれで間伐の時代を迎えた、先にブレーキがかかったということは言えるんですよ。

【河内委員】 でも、農業のように小規模の農業をプールして、自分の持ち分を明らかにしておき、そこから上がった収益をその取り分として取る、そういうことは考えられないんですか。

【中原委員】 これからそういう時代が来るでしょう。ファンド的な発想。

【河内委員】 そうなってほしいですね。

【三島委員】 今、まさにそういう話が出てくる時代かなと思っています。

境界確定の話はやっぱり一番単純に、非常にありがたい部分になっていくんですが、それが確定できないような部分が今言われたように、やり方が幾つかあると思います。例えば台帳面積でこの区分をみんな共有の形にして分配するというやり方。だから、いろいろな手法を考えて、管理がきちっとできる、要するに権利が確立していく形の中で管理ができる手段を見出していく幾つかの手段があると思っています。そういったことはまたそれぞれの地域で合意できる形の中でやっていくことは必要ですが、やっぱり一番簡単なのは、それぞれ個人の山があって、個人の所有界がきちりすれば、これが一番ありがたいわけですので、そういった話の続きの中に管理の仕方の手法は生まれてくるのではないかと思います。

っています。

【河内委員】 そのGISの精度ではなかなかやっぱり難しいわけですか。かなり細かい、やっぱり山だから難しいんですか。

【森林政部次長】 例えば天然林と人工林という区別ははっきりできます。ただ、人工林の中で、例えばせいぜい5年ぐらいの差だけだと、植えてから30年、40年たつと、ほとんど上から見ても一緒なわけですので、そのあたりの区別がつかないというところですね。

今回境界確定のためにいろいろ現在検討しているんですが、このオルソという現在の手法を、GIS、これをできるだけ使いながら、参考にして、より精度を高めていきたいと考えております。

【小林委員】 ちょっと今の話から少し外れてますが、資源の循環利用林という記述がありました。先日、CO₂の排出を抑制するという会議に出ていまして、県内の木くずが足りなくて森の発電所がかなり困っているという話が出てきています。NEDOの補助金で今たくさんバイオマスの発電所ができていますが、東白川の発電所も木材の需要、発電を少し縮小しなければいけないぐらい木くずがないということと、川辺の発電所も、県外からわざわざ木くずを運んで燃やしているそうです。それを考えると、何とか県内の中で間伐したものを、例えば大きい単位で、2mも3mだったら大変かもしれませんが、それを伐って搬出することだったら幾らでも木くずが出るんじゃないかという木材の関係者の話がありまして、実際に1mぐらいの単位で伐り出して行って、これを1トン1万円で買うぞと言ったら続々と集まってきて、150万の原資があつという間になくなってしまったという話をされていまして。ですから、そのあたりをエネルギーにかえていくということ、サーマルで回していくということも一つの方法だと思います。さっき小さい山主さんがなかなかという話がありましたが、もしその山に転がっているものが軽トラ2回運べば1万円になるという話だったら、皆さんやられるのではないかと話されていまして。ですから、何とかひとつサーマルで回していく方法の確立みたいなものを県の中で、これを補助金を使うとまたしかられるかもしれませんが、奥地の方からまた搬出できるということであれば、個人の方で引っ張ってこれる程度の大きさに回していけるということであれば、まだまだ可能性があるような気がします。これから石油製品がどんどん高くなってくると、もっと需要があつて、そして岐阜の森林のエネルギーにかかわる需要というのをもっとふえてくるような気がしたので発言させていただきました。

【三島委員】 今の話は非常に大事な話なんですけど、お話をしているのが全く逆ですね。あの人たちはお金をもらって処分しているんです。要するに金を払って原料を買ってきているのではなくて、1トンあたり3,000円ぐらいのお金をもらって処理しているのだから、全くそういう意味では買っていただくことはあり得ないです。もしかすると白川の町長がその話をしたかもわかりませんが、町長の話はまたちょっと違う話で、森林所有者が間伐して持ってくるとお金を上げますよという話をやっていますので、それはいいのですが、現実にはほとんどコストが合わない。山に木は幾らでもありますが、買っていただくお金と

いうより、今の白川の発電所とか川辺の発電所は、金を持って行って、木につけて出さないと処理してもらえないような話になりますので、これは何ともならないと思います。しかし、将来的には今の石油があれだけ値段が上がってくると、間違いなくそういった形になると思います。それは今のやっている木材の生産過程の中で、林内に放置してくる枝とか葉とか、それから幹のうちでも使わない細いところを結束して持って行って、チップにして発電所で燃やすというような話は、もう技術的にはできていますので、あとはコストの問題だけだと思っています。

【林会長】 現実に経営が成り立たないのは確かですよ。

【小林委員】 確かにその発電というと、今26円で買ってもらっているんで、40円ぐらい発電がかかってしまうので確かにそうだと思いますが、それがクリアできるようになってくる技術的なこともあるかもしれないので、少しその準備をするということと、静岡県で聞いたのですが、樹木の皮の部分、バークがなかなか燃えなくて、これが燃えれば随分いいのではないかという話もあったので、そのあたりを研究していただくということがあれば、もう少し効率が上がってくるのではないかと、私は講演を聞きながら思っていたんですが。

【三島委員】 あのバークも、粉碎しますと自然発火するぐらい燃えます。だから燃えることは燃えるんですけど、やっぱり熱量が普通の木と比べると、バークだけ燃やしたときにはそれなりの熱量にならないということで、特に発電なんかではバークばかり燃やすわけにはいかないというところがあります。ただ、ボイラーとして使うときには、それだけの熱量というのは極端な部分でない分も出てきますので、これを使用することはそんなに難しくないと思います。大勢は今、そのようなことができるように全部出していく、要するに木を、幹に枝も何もかもつけて今引っ張り出しています。それでプロセッサという機械で枝を払って、そして必要な木だけ今運び出してお金にかえていますけど、今言ったように枝払ったものを林内にまたほかって腐るようにして戻しながらやっていますが、コストさえ合うようになれば枝等を持ってくることはそんなに難しくないので、非常にありがたいと思っています。近い将来、そういう時代が来れば、林業の生産活動をやりながらそういった収入の拡大にもつながっていくので、ぜひそういう時代が早く来ればいいと思っています。

【小林委員】 私も願っていますが、それこそNEDOの大きなお金が落ちるうちに、ぜひ岐阜県でもつくっていただきたいと思っています。

【渡辺林政部長】 川辺の施設はNEDOからもらっていますが、建設廃材が多いんですね。まだ木の木くずの部分は少ないと思います。やがてそれを木くずにしていただくのですが、ただ、今、三島委員が言っておられますように、大体間伐の90%ぐらいは山で捨てられていますが、これを出さないといけない。出すにはやっぱり市場原理が要りますから、今、柱を中心に使われていますけれども、こういった合板とか集成材とか、あるいは木くずとか、そういうものに利用しないといけない。それにはやっぱりそれを使う工場も要る。

あるいは技術革新。あそこに工場の誘致も今ちょっと考えていますけれども、これはえいやっといきませんので、またそういうタイミングがうまくいったら発表できるかと思いません。

もう一つは、やはりもう少し業界自体も頑張らなくてはならないというのは、木くずなどは外国が買う木くずと日本が買う木くずは3倍ぐらい違う。要はたたかかれて買う。そういう両方の面がありますから、それは今林野庁も頑張ると言っていますし、将来、こういう合板にしろ、建築基準法の改正などされますと壁にも使えるわけですね。むしろ壁が、今は構造計算上もっと薄くて計算できると。そういうことで、用途の拡大も一つのニーズをつくり、それを市場化して、それに自然の、いわゆる補助金づけじゃなくして、市場原理で流れる仕組みをつくらないとだめになってしまうでしょう、やっぱり。

【林会長】 バイオマスエネルギーは、私はずうっと将来ともごく一部だと思っています。やっぱり自然エネルギーが主力ですね。

それと、もし今、市場過程がうまくコントロールできて、山にお金が入るということになったときに、発電のために使えば、岐阜県の森林、20年で丸裸でしょうね。

やはりCO₂の固定は、木材として使い続ける、固定する、これがオーソドックスだし、それを考えないとだめ。木材だったら1,000年間固定できるんですよ。それを20年ぐらいで、間伐して、あるいは皆伐して木質エネルギーで使ってしまうと、それでCO₂を出して終わり。CO₂量は増えはしませんけれどもね。また、発電するための施設のために使うエネルギー、持ち出すために使うエネルギー、それを考えると私は絶対引き合わないと思っていますので、私は過度な期待は全く持っていないのです。そうでなくて、きちんとした木材利用のシステムを組み立てよう、それが本当の森林のCO₂の固定とか、そういういったものも含めて一番重要な道じゃないのかと、そう思います。

【伊藤委員】 川辺の大豊製紙、あるいはまた大王製紙さんも建設廃材を本当に90%も使っておられたおののですが、ここへ来て、建設廃材の発生率が少なくなったものですから、そうしたら急ぎよ生木でもいと変わりました。私も実際やっていますが、他社からもお願いされるなど、今本当に絶対量が足らなくなってきた。その反面、バイオマスの発電所があちこちでできている。北陸の方、あるいはまた関西の方にもできていますので、今、本当にあちこちの引き合いがあるところです。これが続いてくれば、本当にリサイクルだなあと思っているところですが、今話があったように、森林から出てくる間伐材の端材がどうかとなると、やっぱりちょっとコストが高くなるかなあと。やっぱり処理するにまだお金がかかるので、要するにトン何万円、1万何千円がしという金額がかかるので、やはりそれまで払ってまで処理場へ持ってくることはできないので、山で循環させるしか仕方ないというところが現状じゃないかなと思います。

【中原委員】 なぜか廃棄物のユーティリティーの話になっていますが、ちなみに一つ参考までに話します。ニュージーランドはラジアタパインという中米産の木を40～50年前から国の産業として植えた。それで30年でこの辺の長良川流域の杉の60年生から70年生

に匹敵するぐらい倍のスピードで大きくなります。本当に大きくなります。それを中心としたパルプのチップが製品として名古屋港に入ってくる。それと、金山から可児の名古屋パルプに入るコストと、原油が1バレル80ドルだと、金山からトラックで運ぶパルプと値段が同じなんです。80ドルを超えると、もうニュージーランドから持ってくるよりも国産の方が安いという、非常に林業資源を伴うものというものは原油で物すごく変動するということの一つです。

それと、昨年、間伐ということでやった。僕は非常に残念に思って、今の話の中の一つのワン・オブ・ゼムなんですけど、うちは昨年度実績で3,000m³の素材生産を私どもはしました。それで、打ち出しとか廃材、現場で出たバークとかをチップ業者等に引き取らせる方法を使って、標準的な150～160万円の車が1台、要するにシビック1台分のごみで所得を得ることができた。それで、昨年度岐阜県の統計上の数字です。先ほど部長が9割あったといわれたが、実際約87万m³、面積から割り出した統計上でいくと87万m³が間伐として伐られていて、それで利用間伐として出されたのが約9%。ということは、材積で換算すると大体8万m³ぐらいになるのかな。ということは、80万m³が、伐ってはあんだけれども、そこに放置されているということ。

この間、農林大臣が330万ha間伐やると言っていました。やればやるほど、野菜のようにはなかなかすぐ腐らないものですよね。それが山と積まれて、至るところにあって、それを放置しておくことが今の森林資源というキーワードからいったら、果たしてどうなのかなと。ですから前段の部分、木を伐って出すことをしている私は、それで頑張ったらシビック1台買えちゃいましたという表現をしているんです。

今、森プロをやっているうちの現場もそうですが、そろそろ回収に来ますけれども、うちは森プロでは伐り捨てるのところはもうどうにもならぬエリア。あとは持ち出しをして所有者に返すということをや矢口組合長と一緒に相談してやっていますが、そこで起きている廃材というものもお金にする。昔の文化です。もったいない。お金にできるものは一手間かければお金にできる。収益が上がる仕組みづくりをすれば、それも思わぬ収入になるということはまだ森プロで実践させていただいていますので、また、県産材流通課の皆さんには、補助金は下さいとは言いませんけれども、そういうシステムに対してまたアドバイスをこれからもらおうと思ってやっています。

【林会長】　さまざまなお意見をいただいておりますけど、時間の都合もありますので、差し当たって、きょう提案されましたこの計画そのものについて、もし何か異論等がありましたら、それに限定してご意見をいただければと思います。

特別ご異論はないということで、議第1号①木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について、②揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について、原案どおり妥当であると答申してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

どうもありがとうございます。それでは議第1号につきましては原案のとおり決定する答申をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第1号につきましては原案どおり適当と認める、その旨を記載した答申書を作成していただいて、ここで披露するということになります。

〔資料配付〕

それでは、案として用意していただいておりますが、答申書を出すということで、答申文案の朗読をお願いしたいと思います。

【事務局（武山）】 それでは答申文案を朗読させていただきます。

（案）

岐森審第11号

平成19年12月14日

岐阜県知事 古田 肇様

岐阜県森林審議会会長 林 進

地域森林計画の樹立及び同計画の変更について（答申）

平成19年12月6日付け林第605号をもって諮問のありました下記について、原案のとおり決定することを適当と認めます。

記

1. 森林法第5条第1項に基づく木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について
 2. 森林法第5条第4項に基づく揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区、飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について
- 以上です。

【林会長】 ただいま朗読していただきました。この文案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

さまざまなご意見は議事録として残されていきますので、それについてはまた今後検討していただく課題も多々あろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

本日の議案は以上で終了になります。

あと、報告事項として、林地部会の審議状況等についてという議題が(2)として記載されております。そこに入りたいと思っております。

林地部会の審議状況等につきまして、林地部会長代行から報告をお願いいたします。

【河内林地部会長代行】 それではご報告いたします。

今年度、5月14日及び10月22日の2回、それぞれ1件ずつ合計2件の林地開発許可事案の審議をするため林地部会を開催いたしました。2件とも森林法の規定に照らして支障がないものと認めるとの答申をいたしました。

詳細につきましては事務局からご報告いただきます。よろしくお願い致します。

【事務局（竹内治山課長）】 お手元の資料の6、1枚目をごらんください。岐阜県森林審

議会林地部会の審議状況等の報告についてをごらんいただきます。

林地部会に諮問する事案の基準が載っております。この基準に基づきまして、10ha以上の林地開発事業について、今年度2件ございました。参考資料として審議会の運営内規を添付しております。この内規の規定によりまして、林地部会に諮問され審議した事案について、その審議状況をこの総会に報告することとなっておりますので、この森林審議会林地部会の審議状況について説明させていただきたいと思っております。

資料6の2枚目をごらんさせていただきたいと思っておりますが、審議案件についての答申の写しがございます。この1件目でございますけれども、5月14日に開催いたしました部会におきまして、東濃農林事務所長から諮問のあった土岐市内における工場用地の造成に伴う林地開発許可について審議していただきました。この事業地の概要をご説明させていただきますと、平成6年度に、土岐アクアガーデンシティという名称で住宅団地の造成を行うこととして、審議会の審議を経て林地開発許可を得ていたものでございます。その後、景気の低迷等によりまして計画が中断していましたが、このたび新たな事業者が当該地に工場用地を造成するという事柄で、新規の許可申請をしてきたものであります。

2件目でございますけど、10月22日に開催しました部会におきまして、可茂農林事務所長から諮問のあった案件でございます。可児市の花フェスタ記念公園の近くでございます土地でございますけれども、工場用地の造成に伴う林地開発許可について審議していただきました。この事業地につきましても、当初事業者が住宅団地を造成するという事柄で取得された土地でございますが、諸般の事情により計画が中断しておりまして、この土地を有効利用するという事柄で、工場用地を造成するとして新規の許可申請があったものでございます。

以上2件の事案につきまして、森林法の規定に基づきまして審議をしていただきました。特に附帯意見等もなく、森林法の規定に照らして支障がないものと認めるとの答申をしていただいたところでございます。

続きまして、林地部会への諮問基準に該当しない林地開発許可案件につきまして、開発許可状況表を、資料6の答申文が2枚ありますが、4枚目から横向き表にそれが掲げられてございます。この表を見ていただきますと、色つきのものと、それから全く白い色のままがございまして、色も2種類ございまして、黄土色と赤い色がございまして、1枚目から見ていただくと、赤いものが1枚目の一番下、先ほど説明させていただきました案件でございますし、一番右の方に10月22日審議会諮問と書いてありますが、この赤いもの、次のページにももう1件ございまして、先ほどご説明させていただきました審議会で審議していただいた案件が2件。それから、この表に載っております黄土色の分が、一番左のナンバーでいいますと7番、次のページの14番、最後のページの23番でございますけれども、これは審議会で審議していただく規模未満の林地開発許可案件のうちの新規許可が3件ございました。この3件について新規の許可がなされております。あとその他の、全体で今の5件を含めまして23件ございまして、そのほかの18件につきましては、開発

区域の変更、工事延長等の許可でございますので、一覽を見ていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

なお、近年の新規の林地開発許可件数の状況でございますけれども、ピークの平成2年には36件ございましたけれども、17年3件、18年は5件、19年は4件という状況になっております。以上でございます。

【林会長】 何かご意見がありましたら。

[発言する者なし]

よろしいですか。では報告事項は了承したということで進めさせていただきます。

【渡辺林政部長】 ちょっと今申し上げておきますが、林地開発につきまして、これは報告なんですけれども、新聞報道もされておりますのでちょっとこの場をおかりしながらご説明させていただきます。

昭和49年に森林法で林地開発許可制度ができました。それからこういう許可を運用しているわけでございますが、この前、多治見市で大畑開発の案件が多治見市のご努力によって解決したという新聞報道がされていましたが、県下で十何件、鉱業法により、鉱物をとっていたと、それに対して昭和49年にこういう林地開発制度、森林法ができて、当時、昭和49年、既に石を採石していたところについては、ずうっと林地開発許可をとらずに来ていたと。私ども、1年半前ですか、やはり法の趣旨に立ち返って毅然とした対応をするということを業界の方に指導しました。そうしたら、ほとんどのところがみんな従って林地開発をとりましたけれども、この大畑開発につきましては、「いや、これは鉱業法の特例であって、林地開発制度は必要ないということを県の事務所の職員が言った」とか、あるいは「経産省の現地技官の人が言った」とか、何も証拠のないことを言っておりますが、それはだめだということで私どもは中止命令をきちっとかけて、県警とも連絡をとって毅然とした措置をとりました。

そうしたことによって、大畑開発も、林地開発制度を受けてきちっとこれからはやると、法の秩序に従うということになりましたし、多治見市の土地も絡んでおりましたので多治見市と調整しまして。こういう問題をやるときに、適用除外なんていうことは職員は言っていないんですけれども。ただ、ただですね、我々も反省すべきことは、違法状態なものを今まで放置しておったということがやっぱり行政の問題でもあるということで、多治見市も財産権を侵害されるにもかかわらず放置してあったということで、この林地開発につきましては今、毅然とした措置をとるように私ども県の中では、知事を含めて統一確認しております。このような問題も全部今のところ解決しました。だから、業者にしてみれば、きちんと指導していないとやっぱりあいまいなことになっていますね。やはりこういう法律問題はこれからもきちっと言うべきことは言い、だめなものは中止命令をかける。最終的には警察に告訴する。そういう対応をしていきたいと思っておりますので、委員の皆様にもご理解をお願いしたいと思っております。

【林会長】 わかりました。

以上、よろしいですか。

どうも長々時間を超らせてしまいましたけれど、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。これで本日の岐阜県森林審議会を閉じさせていただきます。

あとは事務局の方でお願いいたします。

【事務局(武山)】 林会長には長時間にわたりまして議事の進行をお務めいただきまして、ありがとうございました。

最後になりますが、渡辺部長の方からお礼の言葉を申し上げます。

【渡辺林政部長】 最後のお礼の前に、実はきょう、小林委員さんが地球温暖化防止活動環境大臣賞を受賞されたので、ご紹介します。おめでとうございます。ますますご活躍されますことを期待しています。

本当にきょうは、林会長さんのもとの、この林業、森林の本来のあるべき姿について活発なご議論を賜りまして、どうもありがとうございました。岐阜県の林政部、あるいは岐阜県はやはり現場の声を聞くというのを重視しておりますので、行政にとって耳に痛いことを大いに歓迎しておりますので、どんどん言っていただきたい。全て直ちにあしたからできるとは限りませんが、努力しながら一歩ずつ進めていきたい。現場もわかっていない部分もいっぱいあると思いますので、またますます今後ともよろしくご指導願いたいと思います。きょうはどうもありがとうございました。

【事務局(武山)】 以上をもちまして、本日の審議会を終わらせていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

午後4時00分閉会